

資料2 型式別施設安全基準(法第六条第二号の内閣府令で定める基準)

国内外の基準等を基に作成 基準とすべき事項	府令事項	審査事項
警戒区域の確保及び第三者の進入防止 対策	打上げ施設の場所が、打上げ施設の周辺の安全を確保することができること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打上げに係る作業期間中の各段階に応じた適切な警戒区域を確保できる場所であること。</li> <li>・打上げに係る保安上重要な設備、装置及び情報等について、セキュリティ対策に努めること。</li> </ul>
発射装置の設置	人工衛星の打上げ用ロケットの発射装置を備えることができること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロケットに適合した常設又は可搬の発射装置であること。</li> <li>・ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する適切な発射を行うことができる発射装置であること。</li> </ul>
火工品の安全要求	人工衛星等の打上げに係る重要なシステム等については、故障等があっても安全を確保するための措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロケットの着火装置等、故障等によって公共の安全に重大な影響を及ぼす装置については、当該ロケットの措置を含めて、独立した3以上の遮断機を備えるなどの措置を講ずること。そのうち、2以上の遮断機は常に状態を把握できるものであること。</li> <li>・雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策を講ずること。</li> <li>・周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策を講ずること。</li> </ul>
飛行安全管制のための設備等	<p>飛行安全管制や飛行中断措置を実施するために必要な、次に掲げる無線設備を、打上げ施設その他の場所に備えることができること。</p> <p>イ 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を受信する方法により把握する機能を有する無線設備</p> <p>ロ 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行中断措置を打上げ施設からの信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を送信する機能を有する無線設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を受信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設その他の場所に備えること。</li> <li>・ロケットの飛行中断措置の方法が打上げ施設からの信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を、直接若しくは他の無線設備を経由してロケットの無線設備に送信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を備えること。</li> </ul>
重要なシステム等の信頼性及び冗長性	人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等については、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化の措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等について、その信頼性が95%の信頼水準で0.999以上の信頼性とする事及び故障等があっても機能するよう多重化を施すこと。</li> </ul>